

持株会社に関する公取委の 平成18年度報告

制度調査部
堀内 勇世

【要約】

- 「持株会社」にかかわる規定が、独占禁止法には存在する。
- 公正取引委員会は、その規定にかかわる範囲で、持株会社の動向をまとめている。
- 公正取引委員会が公表した「平成18年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向」の中に、「持株会社」にかかわる記述が存在する。
- ここでは、その持株会社にかかわる記述の部分を紹介する。

1. 持株会社とは

- 「持株会社」とは、独禁法上では、子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産額に対する割合が50%を超える会社と定義されている（ここでは「独禁法上の持株会社」という。独禁法9条5項1号）^{(注1) (注2) (注3) (注4)}。
- しかしながら、一般には、「持株会社」という語を、もっと広い意味で用いているようである（ここでは「広義の持株会社」という。）。例えば、「株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配・管理する会社」と定義するものもある。

(注1) 「独禁法」の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。

(注2) 「持株会社」の独禁法上の正確な定義は、独禁法9条5項1号参照。後述の「(注11)」参照。

(注3) 「子会社」とは、要するに、その総株主の議決権の過半数を保有されている会社のことである(独禁法2条10項)。なお、独禁法9条4項に注意。後述の「(注8)」参照。

(注4) 銀行持株会社は銀行法2条12号・13号を、保険持株会社は保険業法に2条16号を参照。

2. 持株会社に係わる公取委の報告書

- 持株会社の動向にかかわる記述が、公正取引委員会から公表されている報告書の中に、ほんの

少しであるが見られる。

- その報告書は、「平成 18 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等の動向」である^(注5)。
- もっとも、ここで述べられているのは、「独禁法上の持株会社」で、しかも独禁法 9 条 5 項・6 項で報告や届出が必要とされている持株会社に限られている^(注6)。
- 限定された資料といえるが、持株会社については、重要な資料といえるので、該当部分を紹介する。

(注 5) 公正取引委員会の HP (<http://www.jftc.go.jp/ma/doukou.pdf>) 参照。

(注 6) 独禁法 9 条 5 項・6 項の報告・届出義務については、後述の「4. 【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務」参照。

3. 報告書の概要

- 平成 18 年度に、独禁法 9 条 5 項・6 項の報告・届出を行った持株会社は 31 社である^(注7)。
- 資産規模別に数を示したのが、図表 1 である。また独禁法 9 条 5 項の報告をした持株会社は図表 2 のとおりである。また、平成 18 年度に新設されて、独禁法 9 条 6 項の届出をした持株会社は、図表 3 のとおりである。

(注 7) 独禁法 9 条 5 項・6 項の報告・届出義務については、後述の「4. 【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務」参照。

図表 1 独禁法第 9 条の規定に基づく報告・届出会社の総資産規模別件数

総資産規模別	持株会社 (総資産基準額 6000 億円以上) (独禁法 9 条 5 項 1 号)
8 兆円以上	11 社
5 兆円以上 8 兆円未満	5 社
2 兆円以上 5 兆円未満	12 社
1 兆円以上 2 兆円未満	2 社
6000 億円以上 1 兆円未満	1 社
合計	31 社

(出所) 公正取引委員会「平成 18 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等の動向」より作成

図表 2 独禁法 9 条 5 項の規定に基づく報告書提出会社（持株会社）

アイ・ビー・エム ワールド トレード アジアホールディングLLC
 アクサジャパンホールディング(株)
 (株)九州親和ホールディングス
 (株)紀陽ホールディングス
 (株)きらやかホールディングス
 (株)札幌北洋ホールディングス
 ジー・イー・キャピタル・インターナショナル・ファンディング・インク
 ジェイ エフ イーホールディングス(株)
 (株)住生活グループ
 新日鉱ホールディングス(株)
 (株)セブン&アイ・ホールディングス
 ソフトバンク(株)
 第一三共(株)
 (株)T&Dホールディングス
 東短ホールディングス(株)
 (株)日興コーディアルグループ
 (株)日本製紙グループ本社
 日本電信電話(株)
 (株)ほくほくフィナンシャルグループ
 (株)みずほフィナンシャルグループ
 (株)三井住友フィナンシャルグループ
 三井トラスト・ホールディングス(株)
 (株)三菱ケミカルホールディングス
 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
 (株)ミレアホールディングス
 (株)もみじホールディングス
 (株)森トラスト・ホールディングス
 ヤマトホールディングス(株)
 (株)りそなホールディングス

(出所) 公正取引委員会「平成 18 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等の
 動向」より作成

図表 3 独禁法 9 条 6 項に基づく届出会社

国際石油開発帝石ホールディングス(株)
 (株)山口フィナンシャルグループ

(出所) 公正取引委員会「平成 18 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等の
 動向」より作成

(*) 上記報告書ではこの 2 社が持株会社であると明記されていないが、文脈等からこの 2 社は持株会社であると判断した。

4. 【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務

(1) 既存の会社の場合（報告）

○会社及びその子会社の総資産合計額が、次の基準額を超えている場合には、毎事業年度終了後3か月以内に、会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない（独禁法9条5項、独禁法施行令13条）^{(注8) (注9) (注10)}。

① 独禁法上の持株会社 ^(注11)	6 0 0 0 億円
② 銀行、保険会社及び第一種金融商品取引業を営む会社 (独禁法上の持株会社を除く。)	8 兆円
③ ①及び②以外の会社	2 兆円

(注8) ここでいう「子会社」には、次の2つの場合が含まれる（独禁法2条10項、9条4項）。

①会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権の過半数を有する他の国内の会社

②会社及び当該会社の①に該当する子会社又は会社の①に該当する子会社が保有する議決権の合計が、議決権の過半数を超える他の国内の会社（みなし子会社）

(注9) ここでいう「会社及びその子会社の総資産合計額」は、公正取引委員会規則（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」）で定める方法により計算することになる（独禁法9条5項）。また、国内の会社であるものだけが対象である。

(注10) 報告書の様式については、公正取引委員会規則（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」）で規定されている。

(注11) ここでいう「持株会社」とは、子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超える会社のことである（独禁法9条5項1号）。

○ただし、ある会社が上記の基準に該当する場合でも、他の会社の子会社にあたる場合は、報告書を出さなくてもよいとされている。

⇒ 例えば、次のようなグループで、B社が上記の基準に該当する場合にも、報告書を出さなくてはならないのは、A社のみであるということである。



(2) 新設会社の場合（届出）

○新たに設立された会社の場合、当該会社及びその子会社の総資産合計額が、次の基準額を超えている場合には、その設立から 30 日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない（独禁法 9 条 6 項）^(注 12) ^(注 13) ^(注 14) ^(注 15)。

① 独禁法上の持株会社 ^(注 16)	6 0 0 0 億円
② 銀行、保険会社及び第一種金融商品取引業を営む会社 (独禁法上の持株会社を除く。)	8 兆円
③ ①及び②以外の会社	2 兆円

(注 12) ここでいう「子会社」については、「(注 8)」参照。

(注 13) ここでいう「会社及びその子会社の総資産合計額」については、「(注 9)」参照。

(注 14) この基準は、前記の「(1) 既存の会社の場合（報告）」と同じである。

(注 15) 届出書の様式については、公正取引委員会規則（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」）で規定されている。

(注 16) ここでいう「持株会社」については、「(注 11)」参照。